

商法 Chapter 8

Date
/Date
/Date
/

株式会社の資金調達に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 新株予約権の行使に伴う株式の発行は、金銭が株式会社に払い込まれることがないので、株式会社の資金調達の方法となり得ない。
- 2 自己株式の処分は、金銭が株式会社に払い込まれることがないので、株式会社の資金調達の方法となり得ない。
- 3 判例によれば、株式会社を代表する権限のある取締役によって行われた新株の発行は、それが著しく不公正な方法によってなされた場合には、それだけで新株発行の無効事由となる。
- 4 募集株式の引受人は、出資の履行をする債務と株式会社に対する債権とを相殺することができない。
- 5 募集社債は、一定の日までにその総額について割当てがなされなかった場合には、原則として、割当てがなされなかった額のほか、割当てがなされた額についても成立しない。

正解

4

[資金調達] 株式会社の資金調達

1 誤り

株式会社が新株予約権を発行するときは、当該新株予約権の行使に際して出資される**財産の価額**又はその**算定方法**を当該**新株予約権の内容**としなければならない（会社法236条1項2号）。そして、金銭を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、新株予約権者は、上記の価額の**全額**を払い込まなければならない（同法281条1項）。したがって、新株予約権の行使に伴う株式の発行は、金銭が株式会社に払い込まれる場合があるので、株式会社の資金調達の方法となり得る。

2 誤り

株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式について募集株式の**払込金額**又はその**算定方法**を定めなければならない（同法199条1項2号）。そして、募集株式の引受人は、株式会社が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの募集株式の**払込金額の全額**を**払い込まなければならない**（同法208条1項）。したがって、自己株式の処分は、金銭が株式会社に払い込まれる場合があるので、株式会社の資金調達の方法となり得る。

3 誤り

判例によれば、株式会社を代表する権限のある取締役によって行われた**新株の発行**は、それが**著しく不公正な方法**（同法210条2号参照）によってされたものであっても、**無効とはならない**（最判平6.7.14）。

4 正しい

募集株式の引受人は、出資の履行をする債務と株式会社に対する債権とを**相殺することができない**（同法208条3項）。

5 誤り

会社は、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債について、一定の日までに募集社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日を定めなければならない（同法676条11号）。したがって、このような定めがない場合には、募集社債は、割当てがなされた募集社債の金額について成立する（打ち切り発行）。なお、募集社債の引受けの申込みに対して会社が割当てをすることにより、申込者は社債権者となる（同法678条、680条）。

以上により、正しいものは肢4であり、正解は4となる。